

## 北海道福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

### (通則)

- 1 この要綱は、北海道福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和6年2月8日障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、令和6年2月8日こ支障第26号こども家庭庁支援局長通知）の別紙「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱」に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 2 この交付金は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、障害福祉サービス施設・事業所等、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「施設・事業所」という。）が令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるために必要な賃金又は手当を交付することを目的とする。

### (交付の対象)

- 3 この交付金は、別に定める「北海道福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、福祉・介護職員等の賃金改善を行う施設・事業所を対象とする。

### (交付金の算定方法)

- 4 交付対象期間中の施設・事業所に対する各月分の交付額は、次により算出する。  
交付額＝①×②（1円未満の端数切り捨て）

- ① 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額(※)
- ② サービス類型別交付率（別表1）

※ 交付金の算定根拠となる当該報酬総額は、「介護給付費等の請求に関する省令」（平成18年厚生労働省令第170号）第1条第2項又は「障害児通所給付費等の請求に関する省令」（平成18年高齢労働省令第179号）第1条第2項に規定する審査支払機関である北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）において審査後の請求情報に基づくものとする。

なお、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生

じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることとする。

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業に係る支出証拠書類を整理し、当該証拠書類を交付金の交付の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
  - (5) 交付の決定にあたっては、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

- 6 この交付金の対象となる施設・事業所を運営する障害福祉サービス事業者等は、交付金の申請にあたり、実施要綱に定める福祉・介護職員処遇改善計画書（以下「計画書」という。）を知事に提出するものとする。

(変更の届出)

- 7 障害福祉サービス事業者等は、計画書に変更があった場合は、実施要綱に定める変更届出書により知事に変更の届出を行うものとする。

(交付金の額の決定)

- 8 知事は、6の規定により計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、原則、サービス提供月の翌々月の末日までに交付を決定する。  
ただし、令和6年2月及び3月のサービス提供分については、4月サービス提供分と併せて算定・交付するものとする。

(交付対象事業者の決定)

- 9 知事は、8の規定により決定した場合、国保連を通じ交付対象事業者へ交付額を通知するものとし、初回の交付額の通知をもって、交付対象事業者として決定したものとする。

(交付の方法)

- 10 交付額の障害福祉サービス事業者等に対する支払（振込）については、原則として、法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、障害福祉サービス事業者等が国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とし、障害福祉サービス事業者等は北海道が国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、同意しなければならない。

ただし、民間事業者による報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている施設・事業所が交付対象施設・事業所に含まれる場合、交付金の適正な執行の観点から、北海道に届け出た口座に支払（振込）を行うこととする。

（実績報告）

- 11 障害福祉サービス事業者等は、実施要綱に定める福祉・介護職員処遇改善実績報告書を、令和6年11月末までに知事に提出するものとする。

（返還）

- 12 知事は、交付金の交付を受ける障害福祉サービス事業者等が次の(1)又は(2)に該当する場合は、既に交付された交付金の一部又は全部を返還させることができる。

なお、複数の施設・事業所を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して計画書を作成している場合、当該施設・事業所の指定権者間において連携して監査等を実施する。

- (1) 交付金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いつつながら実施要綱に定める特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合  
(2) 虚偽又は不正の手段により交付金を受けた場合

附 則

この要綱は、令和6年4月9日から施行する。

別紙 1

表 1 北海道福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援 A 型	0.7%
就労継続支援 B 型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

注 1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは各サービスと同じ交付率を適用する。

注 2 就労定着支援及び自立生活援助は令和 6 年 4 月から適用する。

表 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、障害児相談支援	0%